

指名停止等一覧表

(期間 平成31年4月1日 ~ 令和元年6月30日)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
1	豊島建設株式会社	岩手県大船渡市大船渡町字地ノ森61-8	令和元年5月17日から令和元年6月27日 (6週間)	別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準の第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	当該業者は東北地方整備局三陸国道事務所発注の「高田地区道路改良工事」の工事現場において、誘導員がダンプトラックの誘導等の作業を行っていたところ、橋台の設置のために掘削した開口部に墜落し死亡する事故を起こした。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。
2	株式会社マドック	宮城県大崎市古川江合錦町2-1-3	令和元年6月7日から令和元年10月6日 (4ヶ月)	別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号	当該業者は平成31年4月1日付けで東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所発注の「胆沢ダム堤体変位観測等業務」の契約締結を行ったが、令和元年5月7日に業務履行体制が整わないとして履行不能届を提出したため、令和元年5月9日契約を解除された。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。

(注) 該当事項の欄には「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。